

令01原機(科保)028  
令和元年11月15日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所  
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定について、  
別紙のとおり変更認可を申請します。

## 原子炉施設保安規定の変更

## 変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別添に示す。

## 1. 変更の内容

## (1) T C A廃止措置に伴う変更

- 1) T C A原子炉主任技術者を削除し、T C A廃止措置施設保安主務者を追加（第1編）
- 2) T C A運転長に関する記載の削除（第1編及び第8編）
- 3) T C Aの運転に関する記載の削除（第1編及び第8編）
- 4) 廃止措置中の保安教育に関する記載の追加（第1編及び第8編）
- 5) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則に基づく記録の見直し（第1編）
- 6) 放射性廃棄物の管理に関する記載の追加（第1編、第2編及び第8編）
- 7) 放射線測定機器及び警報装置の作動条件見直し（第2編及び第8編）
- 8) 施設定期自主検査項目をT C A廃止措置期間中の機能維持に必要な項目のみに変更（第8編）
- 9) 機能停止措置に関する記載の追加（第8編）
- 10) 燃料要素が存在しない場合の巡視及び点検の頻度の追加（第8編）
- 11) 燃料要素の受入れに関する記載の削除（第8編）
- 12) 燃料要素の輸送容器への収納に関する記載の追加（第8編）
- 13) 燃料要素の情報の引渡しに関する記載の追加（第8編）
- 14) 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置に関する記載の削除（第8編）

## (2) 記載の適正化

- 1) 記載の適正化（第1編、第2編及び第8編）
- 2) 条番号、表番号及び号番号の適正化（第1編、第2編及び第8編）

## 2. 変更の理由

## (1) T C A廃止措置に伴う変更

- 1) T C A原子炉主任技術者に代わり、T C A廃止措置施設保安主務者を選任するため。
- 2)、3) 及び14) T C Aの運転を行わないため。
- 4) 廃止措置期間中の保安教育の内容を明確化するため。
- 5) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則に基づく記録を廃止措置中に必要な記録に変更するため。
- 6) 放射性廃棄物の管理を明確化するため。
- 7) 廃止措置期間中に必要な放射線測定機器及び警報装置の作動条件に変更するため。
- 8) 施設定期自主検査項目をT C A廃止措置期間中の機能維持に必要な項目のみに変更するため。

- 9) 機能停止措置を明確化するため。
- 10) 燃料要素が存在しない場合の巡視及び点検の頻度を明確化するため。
- 11) 燃料要素の受入れを行わないため。
- 12) 燃料要素の輸送容器への収納を明確化するため。
- 13) 燃料要素の情報の引渡しを明確化するため。

(2) 記載の適正化

- 1) 記載の適正化を行うため。
- 2) 条番号、項番号及び号番号を適正化するため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

別添

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

新旧対照表

第1編 総則

令和元年10月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">〔 17(規程)第3号 平成17年10月1日 〕</p> <p style="text-align: center;">改正 (省略)</p> <p>総目次 (省略) 第1編 総則 目次 第1章～第10章 (省略)</p> <p>第1章 通則 第1条～第5条 (省略)</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 第6条 (省略)</p> <p>(職務) 第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1)～(36) (省略)</p> <p>(37) 臨界技術第2課長は、施設管理者として、<u>TCA及びFCAの本体施設に係る運転及び保守、核燃料管理者として、TCA及びFCAにおける燃料要素の管理並びに区域管理者として、TCA及びFCAの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</u></p> <p>2～5 (省略) 第8条 (省略)</p> <p>(運転長の設置) 第9条 第7条第1項第37号に定める臨界技術第2課長の業務のうち、<u>TCA及びFCAに関する業務の一部を行わせるため、臨界技術第2課にTCA運転長及びFCA運転</u></p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">〔 17(規程)第3号 平成17年10月1日 〕</p> <p style="text-align: center;">改正 (変更なし) <u>改正 令01(規程)第30号 令和元年9月3日</u></p> <p>総目次 (変更なし) 第1編 総則 目次 第1章～第10章 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 第1条～第5条 (変更なし)</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 第6条 (変更なし)</p> <p>(職務) 第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1)～(36) (変更なし)</p> <p>(37) 臨界技術第2課長は、施設管理者として、<u>FCAの本体施設に係る運転及び保守、核燃料管理者として、FCAにおける燃料要素の管理並びに区域管理者として、FCAの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、施設管理者として、TCAの本体施設の廃止措置の管理、核燃料管理者として、TCAにおける燃料要素の管理及び区域管理者として、TCAの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</u></p> <p>2～5 (変更なし) 第8条 (変更なし)</p> <p>(運転長の設置) 第9条 第7条第1項第37号に定める臨界技術第2課長の業務のうち、<u>FCAに関する業務の一部を行わせるため、臨界技術第2課にFCA運転長を置く。</u></p>	<p>改正履歴の追加</p> <p>TCA廃止措置に伴う変更 TCAの運転に関する条項の削除に伴う追記</p> <p>TCA廃止措置に伴いTCA運転長を削</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考																																												
<p>長を置く。 2～3 (省略)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>第2節 委員会 第11条～第13条 (省略)</p> <p>第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 (原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第14条 理事長は、法第40条の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる施設の運転に関する保安の監督を行わせるため、同表の右欄に掲げる原子炉主任技術者を原子炉主任技術者免状を有する職員のうちから選任しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="308 795 1228 1104"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>原子炉主任技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R R - 3</td> <td>J R R - 3原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>N S R R</td> <td>N S R R原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td><u>T C A</u></td> <td><u>T C A</u>原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>F C A</td> <td>F C A原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>S T A C Y</td> <td>S T A C Y原子炉主任技術者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (省略)</p> <p>(廃止措置施設保安主務者の選任)</p> <p>第14条の2 所長は、次の表の左欄に掲げる施設の廃止措置に関する保安の監督を行わせるため、同表の右欄に掲げる廃止措置施設保安主務者を選任する。</p> <table border="1" data-bbox="308 1367 1228 1591"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>廃止措置施設保安主務者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R R - 2</td> <td>J R R - 2廃止措置施設保安主務者</td> </tr> <tr> <td>J R R - 4</td> <td>J R R - 4廃止措置施設保安主務者</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>T R A C Y</td> <td>T R A C Y廃止措置施設保安主務者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (省略)</p> <p>第15条～第16条 (省略)</p> <p>第3章 品質保証 第17条～第26条の3 (省略)</p>	施設	原子炉主任技術者	J R R - 3	J R R - 3原子炉主任技術者	N S R R	N S R R原子炉主任技術者	<u>T C A</u>	<u>T C A</u> 原子炉主任技術者	F C A	F C A原子炉主任技術者	S T A C Y	S T A C Y原子炉主任技術者	施設	廃止措置施設保安主務者	J R R - 2	J R R - 2廃止措置施設保安主務者	J R R - 4	J R R - 4廃止措置施設保安主務者	<u>(新規)</u>		T R A C Y	T R A C Y廃止措置施設保安主務者	<p>2～3 (変更なし)</p> <p>第10条 (変更なし)</p> <p>第2節 委員会 第11条～第13条 (変更なし)</p> <p>第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 (原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第14条 理事長は、法第40条の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる施設の運転に関する保安の監督を行わせるため、同表の右欄に掲げる原子炉主任技術者を原子炉主任技術者免状を有する職員のうちから選任しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1463 795 2383 1104"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>原子炉主任技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R R - 3</td> <td>J R R - 3原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>N S R R</td> <td>N S R R原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F C A</td> <td>F C A原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>S T A C Y</td> <td>S T A C Y原子炉主任技術者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (変更なし)</p> <p>(廃止措置施設保安主務者の選任)</p> <p>第14条の2 所長は、次の表の左欄に掲げる施設の廃止措置に関する保安の監督を行わせるため、同表の右欄に掲げる廃止措置施設保安主務者を選任する。</p> <table border="1" data-bbox="1463 1367 2383 1591"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>廃止措置施設保安主務者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R R - 2</td> <td>J R R - 2廃止措置施設保安主務者</td> </tr> <tr> <td>J R R - 4</td> <td>J R R - 4廃止措置施設保安主務者</td> </tr> <tr> <td><u>T C A</u></td> <td><u>T C A</u>廃止措置施設保安主務者</td> </tr> <tr> <td>T R A C Y</td> <td>T R A C Y廃止措置施設保安主務者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (変更なし)</p> <p>第15条～第16条 (変更なし)</p> <p>第3章 品質保証 第17条～第26条の3 (変更なし)</p>	施設	原子炉主任技術者	J R R - 3	J R R - 3原子炉主任技術者	N S R R	N S R R原子炉主任技術者	<u>(削る)</u>		F C A	F C A原子炉主任技術者	S T A C Y	S T A C Y原子炉主任技術者	施設	廃止措置施設保安主務者	J R R - 2	J R R - 2廃止措置施設保安主務者	J R R - 4	J R R - 4廃止措置施設保安主務者	<u>T C A</u>	<u>T C A</u> 廃止措置施設保安主務者	T R A C Y	T R A C Y廃止措置施設保安主務者	<p>除</p> <p>廃止措置に伴いT C A原子炉主任技術者を削除</p> <p>廃止措置に伴いT C A廃止措置施設保安主務者を追加</p>
施設	原子炉主任技術者																																													
J R R - 3	J R R - 3原子炉主任技術者																																													
N S R R	N S R R原子炉主任技術者																																													
<u>T C A</u>	<u>T C A</u> 原子炉主任技術者																																													
F C A	F C A原子炉主任技術者																																													
S T A C Y	S T A C Y原子炉主任技術者																																													
施設	廃止措置施設保安主務者																																													
J R R - 2	J R R - 2廃止措置施設保安主務者																																													
J R R - 4	J R R - 4廃止措置施設保安主務者																																													
<u>(新規)</u>																																														
T R A C Y	T R A C Y廃止措置施設保安主務者																																													
施設	原子炉主任技術者																																													
J R R - 3	J R R - 3原子炉主任技術者																																													
N S R R	N S R R原子炉主任技術者																																													
<u>(削る)</u>																																														
F C A	F C A原子炉主任技術者																																													
S T A C Y	S T A C Y原子炉主任技術者																																													
施設	廃止措置施設保安主務者																																													
J R R - 2	J R R - 2廃止措置施設保安主務者																																													
J R R - 4	J R R - 4廃止措置施設保安主務者																																													
<u>T C A</u>	<u>T C A</u> 廃止措置施設保安主務者																																													
T R A C Y	T R A C Y廃止措置施設保安主務者																																													

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前							変更後							備考
第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第27条～第30条 (省略)							第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第27条～第30条 (変更なし)							
第4章の2 共通施設の管理 第30条の2～第30条の4 (省略)							第4章の2 共通施設の管理 第30条の2～第30条の4 (変更なし)							
第5章 核燃料物質等の運搬 第31条 (省略)							第5章 核燃料物質等の運搬 第31条 (変更なし)							
第6章 保安教育及び保安訓練 第32条～第33条 (省略)							第6章 保安教育及び保安訓練 第32条～第33条 (変更なし)							
第7章 原子炉施設の定期的な評価 第34条～第38条 (省略)							第7章 原子炉施設の定期的な評価 第34条～第38条 (変更なし)							
第8章 非常の場合に採るべき措置 第39条～第46条 (省略)							第8章 非常の場合に採るべき措置 第39条～第46条 (変更なし)							
第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 第47条 (省略)							第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 第47条 (変更なし)							
第10章 記録及び報告 第48条～第51条 (省略)							第10章 記録及び報告 第48条～第51条 (変更なし)							
別表第1 原子炉施設の区分 (第3条関係)							別表第1 原子炉施設の区分 (第3条関係)							
区分	本体施設	利用施設	特定施設	放射線管理施設			区分	本体施設	利用施設	特定施設	放射線管理施設			
				屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備						屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備		
他施設 (省略)							他施設 (変更なし)							
TCA	(1)原子炉本体 (2)計測制御系統施設 (3)核燃料物質貯蔵施設	—	(1)受変電設備 (2)非常用電源設備 (3)気体廃棄設備	第8編別表第11(ただし排気ダストモニタを除く。)及び別表第12	第8編別表第11に掲げる排気ダストモニタ	第2編別表第15に掲げる放射線測定機器	TCA	(1)原子炉本体 (削る) (2)核燃料物質貯蔵施設	—	(1)受変電設備 (削る) (2)気体廃棄設備	第8編別表第5(ただし排気ダストモニタを除く。)及び別表第6	第8編別表第5に掲げる排気ダストモニタ	第2編別表第15に掲げる放射線測定機器	
													第8編の表番号の変更に伴う変更 解体対象施設である計測制御系統施設、	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前							変更後							備考
	(4)原子炉格納施設 (5)その他特定施設以外の設備		(4)液体廃棄設備 (5)空気圧縮設備	に掲げる放射線測定機器				(3)原子炉格納施設 (4)その他特定施設以外の設備		(3)液体廃棄設備 (削る)	に掲げる放射線測定機器			非常用電源設備及び空気圧縮設備を削除、号番号の繰上げ
別表第1の2～別表第4 (省略)							別表第1の2～別表第4 (変更なし)							
別表第5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針 (第32条関係)							別表第5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針 (第32条関係)							
保安教育項目 (教育時間数)	教育内容	放射線業務従事者			放射線業務従事者以外		保安教育項目 (教育時間数)	教育内容	放射線業務従事者			放射線業務従事者以外		
		職員等	職員等以外 長期 短期		職員等	職員等以外			職員等	職員等以外 長期 短期		職員等	職員等以外	
(1時間以上)	関係法令及び保安規定に関する事	△	△	△	△	○	(1時間以上)	関係法令及び保安規定に関する事	△	△	△	△	○	
	本規定の保安管理体制、品質保証、保安教育、記録及び報告等に関する事	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(2.5時間以上)	原子炉施設の構造、性能及び運転に関する事	◎	◎	○	○	○	(2.5時間以上)	原子炉施設の構造、性能及び運転に関する事	◎	◎	○	○	○	
	主要な設備の構造、機能、性能に関する事													
	主要な設備の運転管理及び保守管理に関する事													
(2時間以上)	放射線管理に関する事	◎	◎	◎	×	×	(2時間以上)	放射線管理に関する事	◎	◎	◎	×	×	
	管理区域等の区分及び入退域管理に関する事													
	管理区域内の遵守事項等に関する事													
	放射線等の測定、監視及び防護に関する事													
(1.5時間以上)	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事	◎	◎	○	×	×	(1.5時間以上)	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事	◎	◎	○	×	×	
	核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄の作業方法等に関する事													
(1時間以上)	非常の場合に採るべき処置に関する事	◎	◎	◎	◎	○	(1時間以上)	非常の場合に採るべき処置に関する事	◎	◎	◎	◎	○	

注記

1. 各項目は毎年度1回以上実施する。ただし、変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間教育する。
2. 放射線業務従事者において、長期とは年間契約に基づく作業員を、短期とはその他の契約の作業員をいう。短期の放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対する教育時

注記

1. 各項目は毎年度1回以上実施する。ただし、変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間教育する。
2. 放射線業務従事者において、長期とは年間契約に基づく作業員を、短期とはその他の契約の作業員をいう。短期の放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対する教育時

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前														変更後														備考						
間は、業務に応じた時間数とする。														間は、業務に応じた時間数とする。														T C A廃止措置に伴う追加						
凡例 ◎：全員が教育の対象 ○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる） △：第32条4項に掲げる者は免除することができる項目 ×：対象外 *1：放射線業務従事者の指定教育受講状況に応じて省略ができる項目 *2：廃止措置期間中の施設については廃止措置に関する事。ただし、J R R - 4 及び T R A C Y の教育内容については、それぞれ第6編及び第12編に示す。														凡例 ◎：全員が教育の対象 ○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる） △：第32条4項に掲げる者は免除することができる項目 ×：対象外 *1：放射線業務従事者の指定教育受講状況に応じて省略ができる項目 *2：廃止措置期間中の施設については廃止措置に関する事。ただし、J R R - 4、T C A 及び T R A C Y の教育内容については、それぞれ第6編、第8編及び第12編に示す。																				
別表第5の2～別表第5の3 (省略)														別表第5の2～別表第5の3 (変更なし)																				
別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)														別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)																				
記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号												記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号												
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	1						2	3	4	5	6	7		8	9	11	12		
1. 原子炉施設の検査記録 イ～ロ														1. 原子炉施設の検査記録 イ～ロ															T C A廃止措置に伴い運転に関する条項の削除及び記録の該当条番号を整理（表中において以下同じ）					
(省略)														(変更なし)																				
ハ 試験炉規則第10条の規定による施設定期自主検査の結果	検査の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	20	41	30	12	31	10	28	22	23	26	25	ハ 試験炉規則第10条の規定による施設定期自主検査の結果	検査の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	20	41	30	12	31	10	28			10	23	26	25	
2. 運転記録 イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間					14	*5	12	10	10	*5	*5	2. 運転記録 イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間					14	*5	12			*5	10	*5	*5	
ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	10年間					26	*5	12					ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	10年間					26	*5	12							
ハ 制御材の位置	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間					26		12	10	10			ハ 制御材の位置	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間					26		12	(削る)		10				
二～へ														二～へ																				
(省略)														(変更なし)																				
ト 原子炉(臨界実験装置に限る。)内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	1年間								27	28			ト 原子炉(臨界実験装置に限る。)内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	1年間								(削る)		28				
チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間			13	6	23		20	14	15			チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間			13	6	23	20	(削る)	15						
リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の時刻並びに安全保護回路等又は緊急停止連動装置の項目	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間					26		22	16	17			リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の時刻並びに安全保護回路等又は緊急停止連動装置の項目	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間					26		22	(削る)	17					
ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *3、*4	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間			23	20	19	28	16	13	13	48	19	ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *3、*4	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間			23	20	19	28	16	(削る)	13	48	19			
							37	70	70	62	42	43											37	70	70	62	(削る)	27						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前														変更後														備考	
ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項	運転開始及び交代の都度	施設管理者	施設管理者	1年間					6		4	2	2					6		4	(削る)	2							
3. 燃料体の記録 イ 燃料体(使用済燃料を除く。)の種類別の受渡数量	受渡しの都度	施設管理者	施設管理者	10年間					33	15	30	24	25	28	*5			33	15	30	(削る)	25	28	*5					
ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	施設管理者	施設管理者	取出後10年間					37	*5	34	27	28	*5	*5			37	*5	34	*5	28	*5	*5					
ハ〜ヘ	(省略)													(変更なし)															
ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	施設管理者 (JRR-3及びJRR-4については、施設管理者又は研究炉技術課長)	施設管理者 (JRR-3及びJRR-4については、施設管理者又は研究炉技術課長)	取出後10年間					37	*5	34	27	28	*5	*5			37	*5	34	*5	28	*5	*5					
4. 放射線管理記録	(省略)													(変更なし)															
5. 保守記録 イ 原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名(法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉にあっては点検の状況を除く。)	毎日1回(法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合は、毎週1回)	施設管理者	施設管理者	1年間				25	13	26	11	23	17	18	27	9		25	13	26	11	23	(削る)	18	27	9			
ロ 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	施設管理者	施設管理者	1年間				29	11	31	10	28	22	23	26	8		29	11	31	10	28	23	26	8				
6. 原子炉施設における放射線の利用記録	(省略)													(変更なし)															
7. 原子炉施設等の事故記録	(省略)													(変更なし)															
8. 気象記録(法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)	(省略)													(変更なし)															
9. 保安教育の記録	(省略)													(変更なし)															
10. 原子炉施設の定期的な評価の結果	(省略)													(変更なし)															
11. 品質保証計画	(省略)													(変更なし)															
*1: 第20条の検査及び試験に係る規定が関連する。														*1: 第20条の検査及び試験に係る規定が関連する。															
*2: 当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間														*2: 当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間															

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>* 3 : 原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>* 4 : 原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>* 5 : 当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>* 6 : JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 7 : JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 8 : JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p>	<p>* 3 : 原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>* 4 : 原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>* 5 : 当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>* 6 : JRR-4、NSRR、<u>TCA</u>、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 7 : JRR-4、NSRR、<u>TCA</u>、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 8 : JRR-4、NSRR、<u>TCA</u>、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p>	<p>廃棄物保管場所を有するTCAにおける固体廃棄物の保管及び引渡し前の措置に係る記録責任者、保存責任者及び保存期間の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 原子炉施設の保安に関する組織図(第6条関係)</p> <p>別図第2 (省略)</p> <p>(廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第14条第1項の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。)</p>	<p>別図第1 原子炉施設の保安に関する組織図(第6条関係)</p> <p>別図第2 (変更なし)</p> <p>(廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第14条第1項の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。)</p>	<p>TCA廃止措置に伴う変更</p> <p>TCA廃止措置に伴いTCA原子炉主任技術者を削除</p> <p>TCA廃止措置に伴いTCA廃止措置施設保安主務者を追加</p> <p>TCA廃止措置に伴いTCA運転長を削除</p>

原子力科学研究所 原子炉施設保安規定  
新旧対照表

第2編 放射線管理

令和元年10月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考																																				
<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 放射線管理の業務 (省略)</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域 ~ 第2節 管理区域の出入管理 (省略)</p> <p>第3節 保全区域の管理 (保全区域の管理)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる保全区域の管理は、同表の右欄に掲げる者が行う。</p> <table border="1" data-bbox="225 667 1297 1619"> <thead> <tr> <th>保 全 区 域</th> <th>管理を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4編第4条に規定する J R R - 2に係る保全区域</td> <td>本体施設 廃止措置課長</td> </tr> <tr> <td>第5編第10条に規定する J R R - 3に係る保全区域</td> <td>本体施設 (使用済燃料貯蔵施設 (北地区) を除く。) 本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設 (北地区) 利用施設 特定施設 J R R - 3 管理課長 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第6編第10条に規定する J R R - 4に係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 J R R - 4 管理課長 J R R - 4 管理課長</td> </tr> <tr> <td>第7編第8条に規定する N S R Rに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 N S R R 管理課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第8編第6条に規定する T C Aに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第9編第7条に規定する F C Aに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第11編第8条に規定する S T A C Yに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第12編第8条に規定する T R A C Yに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する保全区域の管理を行う者は、所管する保全区域について、別記様式に示す標識を設ける等の方法により、保全区域を他の場所と区分するとともに、出入り口を設けている箇所はかぎの管理を行わなければならない。</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理 ~ 第7節 汚染された物品の管理 (省略)</p>	保 全 区 域	管理を行う者	第4編第4条に規定する J R R - 2に係る保全区域	本体施設 廃止措置課長	第5編第10条に規定する J R R - 3に係る保全区域	本体施設 (使用済燃料貯蔵施設 (北地区) を除く。) 本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設 (北地区) 利用施設 特定施設 J R R - 3 管理課長 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長	第6編第10条に規定する J R R - 4に係る保全区域	本体施設 特定施設 J R R - 4 管理課長 J R R - 4 管理課長	第7編第8条に規定する N S R Rに係る保全区域	本体施設 特定施設 N S R R 管理課長 工務第1課長	第8編第6条に規定する T C Aに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長	第9編第7条に規定する F C Aに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長	第11編第8条に規定する S T A C Yに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長	第12編第8条に規定する T R A C Yに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長	<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 放射線管理の業務 (変更なし)</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域 ~ 第2節 管理区域の出入管理 (変更なし)</p> <p>第3節 保全区域の管理 (保全区域の管理)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる保全区域の管理は、同表の右欄に掲げる者が行う。</p> <table border="1" data-bbox="1391 667 2463 1619"> <thead> <tr> <th>保 全 区 域</th> <th>管理を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4編第4条に規定する J R R - 2に係る保全区域</td> <td>本体施設 廃止措置課長</td> </tr> <tr> <td>第5編第10条に規定する J R R - 3に係る保全区域</td> <td>本体施設 (使用済燃料貯蔵施設 (北地区) を除く。) 本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設 (北地区) 利用施設 特定施設 J R R - 3 管理課長 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第6編第10条に規定する J R R - 4に係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 J R R - 4 管理課長 J R R - 4 管理課長</td> </tr> <tr> <td>第7編第8条に規定する N S R Rに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 N S R R 管理課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第8編第3条に規定する T C Aに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第9編第7条に規定する F C Aに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第11編第8条に規定する S T A C Yに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第12編第8条に規定する T R A C Yに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する保全区域の管理を行う者は、所管する保全区域について、別記様式に示す標識を設ける等の方法により、保全区域を他の場所と区分するとともに、出入り口を設けている箇所はかぎの管理を行わなければならない。</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理 ~ 第7節 汚染された物品の管理 (変更なし)</p>	保 全 区 域	管理を行う者	第4編第4条に規定する J R R - 2に係る保全区域	本体施設 廃止措置課長	第5編第10条に規定する J R R - 3に係る保全区域	本体施設 (使用済燃料貯蔵施設 (北地区) を除く。) 本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設 (北地区) 利用施設 特定施設 J R R - 3 管理課長 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長	第6編第10条に規定する J R R - 4に係る保全区域	本体施設 特定施設 J R R - 4 管理課長 J R R - 4 管理課長	第7編第8条に規定する N S R Rに係る保全区域	本体施設 特定施設 N S R R 管理課長 工務第1課長	第8編第3条に規定する T C Aに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長	第9編第7条に規定する F C Aに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長	第11編第8条に規定する S T A C Yに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長	第12編第8条に規定する T R A C Yに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長	<p>第8編の条番号の変更に伴う変更</p>
保 全 区 域	管理を行う者																																					
第4編第4条に規定する J R R - 2に係る保全区域	本体施設 廃止措置課長																																					
第5編第10条に規定する J R R - 3に係る保全区域	本体施設 (使用済燃料貯蔵施設 (北地区) を除く。) 本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設 (北地区) 利用施設 特定施設 J R R - 3 管理課長 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長																																					
第6編第10条に規定する J R R - 4に係る保全区域	本体施設 特定施設 J R R - 4 管理課長 J R R - 4 管理課長																																					
第7編第8条に規定する N S R Rに係る保全区域	本体施設 特定施設 N S R R 管理課長 工務第1課長																																					
第8編第6条に規定する T C Aに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長																																					
第9編第7条に規定する F C Aに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長																																					
第11編第8条に規定する S T A C Yに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長																																					
第12編第8条に規定する T R A C Yに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長																																					
保 全 区 域	管理を行う者																																					
第4編第4条に規定する J R R - 2に係る保全区域	本体施設 廃止措置課長																																					
第5編第10条に規定する J R R - 3に係る保全区域	本体施設 (使用済燃料貯蔵施設 (北地区) を除く。) 本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設 (北地区) 利用施設 特定施設 J R R - 3 管理課長 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長																																					
第6編第10条に規定する J R R - 4に係る保全区域	本体施設 特定施設 J R R - 4 管理課長 J R R - 4 管理課長																																					
第7編第8条に規定する N S R Rに係る保全区域	本体施設 特定施設 N S R R 管理課長 工務第1課長																																					
第8編第3条に規定する T C Aに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長																																					
第9編第7条に規定する F C Aに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長																																					
第11編第8条に規定する S T A C Yに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長																																					
第12編第8条に規定する T R A C Yに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長																																					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
<p>第3章 被ばく管理 ～ 第4章 環境放射線の管理 (省略)</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 (放射線測定機器の維持点検)</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第41条、第9編第42条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、点検しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りではない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上点検するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23、<u>第8編別表第11</u>又は第9編別表第12に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 区域放射線管理担当課長は、前項の放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転中、毎日1回以上点検しなければならない。</p> <p>5 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう管理しなければならない。</p> <p>第39条～第42条 (省略)</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬 (省略)</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第46条 (省略)</p> <p>(廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置)</p> <p>第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。</p>	<p>第3章 被ばく管理 ～ 第4章 環境放射線の管理 (変更なし)</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 (放射線測定機器の維持点検)</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第26条、第9編第42条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、点検しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りではない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上点検するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23又は第9編別表第12に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 区域放射線管理担当課長は、前項の放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転中、毎日1回以上点検しなければならない。</p> <p>5 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう管理しなければならない。</p> <p>第39条～第42条 (変更なし)</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬 (変更なし)</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第46条 (変更なし)</p> <p>(廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置)</p> <p>第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。</p>	<p>第8編の条番号の変更に伴う変更</p> <p>原子炉を運転しないため削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
<p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「R I 法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 J R R - 4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p> <p>(封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管)</p> <p>第47条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するときは、第3編から第5編及び第8編から第9編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、J R R - 4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前条の措置を講じた固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ第6編、第7編、第11編及び第12編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画しなければならない。ただし、J R R - 4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器（ポンプ、配管、タンク等）であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第48条～第49条（省略） 第8章 異常時の措置（省略）  別表第1～別表第15（省略）</p>	<p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「R I 法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 J R R - 4、NSRR、<u>TCA</u>、STACY及びTRACYにおいては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p> <p>(封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管)</p> <p>第47条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するときは、第3編から第5編及び第9編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、J R R - 4、NSRR、<u>TCA</u>、STACY及びTRACYにおいては、前条の措置を講じた固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ第6編、第7編、<u>第8編</u>、第11編及び第12編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画しなければならない。ただし、J R R - 4、NSRR、<u>TCA</u>、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器（ポンプ、配管、タンク等）であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第48条～第49条（変更なし） 第8章 異常時の措置（変更なし）  別表第1～別表第15（変更なし）</p>	<p>廃棄物保管場所を有するTCAにおける固体廃棄物の引渡し前の措置を追加</p> <p>第8編の除外、廃棄物保管場所を有するTCAにおける固体廃棄物の保管を追加</p> <p>廃棄施設への注意事項の掲示を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第2編 放射線管理)

変更前		変更後		備考
別表第16 施設定期自主検査に係る放射線測定機器及び検査項目 (第39条関係)		別表第16 施設定期自主検査に係る放射線測定機器及び検査項目 (第39条関係)		第8編の表番号の変更に伴う変更
放射線測定機器	検査項目	放射線測定機器	検査項目	
第3編別表第16、第4編別表第5、第5編別表第25、第5編別表第26、第6編別表第6、第7編別表第23、第8編別表第11、第9編別表第12、第11編別表第19及び第12編別表第4に掲げる放射線測定機器	校正検査 (指示精度検査及び線源校正検査) 設定値確認検査	第3編別表第16、第4編別表第5、第5編別表第25、第5編別表第26、第6編別表第6、第7編別表第23、第8編別表第5、第9編別表第12、第11編別表第19及び第12編別表第4に掲げる放射線測定機器	校正検査 (指示精度検査及び線源校正検査) 設定値確認検査	
第3編別表第17、第4編別表第6、第5編別表第27、第6編別表第7、第7編別表第24、第8編別表第12、第9編別表第13、第11編別表第20及び第12編別表第5に掲げる放射線測定機器	校正検査(線源校正検査) 警報作動検査 注)	第3編別表第17、第4編別表第6、第5編別表第27、第6編別表第7、第7編別表第24、第8編別表第6、第9編別表第13、第11編別表第20及び第12編別表第5に掲げる放射線測定機器	校正検査(線源校正検査) 警報作動検査 注)	第8編の表番号の変更に伴う変更
注) 警報作動検査についてはサーベイメータを除く。		注) 警報作動検査についてはサーベイメータを除く。		

原子力科学研究所 原子炉施設保安規定  
新旧対照表

第8編 T C A の管理

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

令和元年10月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第8編 TCAの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第9条)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限 (第10条)</p> <p>第2節 炉心装荷物の制限 (第11条)</p> <p>第3節 運転上の条件 (第12条・第13条)</p> <p>第4節 運転 (第14条-第18条)</p> <p>第3章 保守管理 (第19条-第23条)</p> <p>第4章 燃料要素の管理 (第24条-第29条)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置 (第30条-第33条)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第34条)</p> <p>第3節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 (第35条・第36条)</p> <p>第4節 地震後の措置 (第37条)</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第38条)</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第39条)</p> <p>第6章 放射線管理 (第40条-第42条)</p> <p>第1章 通則</p> <p>(部内品質保証委員会等)</p> <p>第1条 臨界ホット試験技術部に部内品質保証委員会、工務技術部に部内安全審査会を設置する。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、次の各号に掲げる事項を承認しようとするときは、当該事項について、部内品質保証委員会の審議を得なければならない。</p> <p>(1) 第21条及び第2編第42条に定める修理及び改造計画</p> <p>(2) 第9条第1項に定める手引の作成及び変更</p> <p>(3) TCA原子炉施設の品質保証に関する事項</p>	<p>第8編 TCAの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第5条)</p> <p>(削る)</p> <p>第2章 保守管理 (第6条-第11条)</p> <p>第3章 燃料要素の管理 (第12条-第16条)</p> <p>第4章 放射性廃棄物の保管 (第17条-第18条)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>(削る)</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第19条)</p> <p>第2節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 (第20条・第21条)</p> <p>第3節 地震後の措置 (第22条)</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第23条)</p> <p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第24条)</p> <p>第6章 放射線管理 (第25条-第27条)</p> <p>第7章 保安教育 (第28条)</p> <p>第1章 通則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この編は、TCA廃止措置計画の第1段階(原子炉の機能停止から燃料搬出までの段階)及び第2段階(維持管理段階)にのみ適用し、第3段階(解体撤去段階)に着手する前に変更しなければならない。</p> <p>(部内品質保証委員会等)</p> <p>第2条 臨界ホット試験技術部に部内品質保証委員会、工務技術部に部内安全審査会を設置する。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、次の各号に掲げる事項を承認しようとするときは、当該事項について、部内品質保証委員会の審議を得なければならない。</p> <p>(1) 第9条及び第2編第42条に定める修理及び改造計画</p> <p>(2) 第5条第1項に定める手引の作成及び変更</p> <p>(3) TCA原子炉施設の品質保証に関する事項</p>	<p>条番号繰上げ</p> <p>TCA廃止に伴い運転管理に関する項目を削除及び条番号繰上げ</p> <p>章番号、条番号繰上げ</p> <p>放射性廃棄物の保管について追加</p> <p>警報回路、緊急停止連動装置に関する記載の削除、節番号及び条番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>TCA廃止措置に伴い追加</p> <p>適用範囲の明確化</p> <p>条番号繰下げ</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(4) <u>TCA原子炉施設の定期的な評価に関する事項</u></p> <p>3 工務技術部長は、第9条第2項に定める事項を承認しようとする場合は、当該事項について、部内安全審査会の審議を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は部内品質保証委員会、工務技術部長は部内安全審査会の審議結果を尊重しなければならない。</p> <p><u>(要員の配置)</u></p> <p>第2条 臨界技術第2課長は、次の各号に掲げるときは、所管する本体施設の運転等に必要知識を有する者(原子炉の運転管理に関する2ヵ月以上の実務研修並びに設置変更許可書、保安規定、施設概要、運転管理、保守管理及び非常時の措置に係る3日以上教育研修を受けた者)を制御室等に配置しなければならない。</p> <p><u>(1) 第14条の定めにより運転開始前の措置を行うとき。</u></p> <p><u>(2) 原子炉の運転を開始してから第18条の定めにより運転停止後の措置を行うときまで。</u></p> <p><u>(3) 第27条第2項の定めにより燃料要素を炉心に装荷するとき。</u></p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項第2号に該当するときは、制御室に2人以上の運転要員を配置しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項第1号及び第2号に該当するときは、機械室等に運転要員を配置しなければならない。</p> <p><u>(炉心構成書)</u></p> <p>第3条 臨界ホット試験技術部長は、新炉心を構成しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした炉心構成書を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>(1) 実験の目的</u></p> <p><u>(2) 最大熱出力</u></p> <p><u>(3) 炉心構成</u></p> <p><u>(4) 給水制限</u></p> <p><u>(5) 過剰反応度</u></p> <p><u>(6) 安全板の反応度</u></p> <p>2 前項の炉心構成書は、別表第1に掲げる炉心構成の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の承認をしようとするときは、TCA原子炉主任技術者(以下この編において「原子炉主任技術者」という。)の同意を得なければならない。</p>	<p><u>(削る)</u></p> <p>(4) <u>廃止措置に関する事項</u></p> <p>3 工務技術部長は、第5条第2項に定める事項を承認しようとする場合は、当該事項について、部内安全審査会の審議を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は部内品質保証委員会、工務技術部長は部内安全審査会の審議結果を尊重しなければならない。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>廃止措置施設は定期的な評価が求められないため削除 廃止措置に関する事項を追加 条番号繰上げ</p> <p>原子炉を運転しないため削除</p> <p>原子炉を運転しないため削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(炉心証明書)  <u>第4条 臨界技術第2課長は、炉心の構成後、次の各号に掲げる事項の測定値及び許容される炉心構成の変化範囲を記載した炉心証明書を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) 最大出力  (2) 炉心構成  (3) 臨界量  (4) 過剰反応度  (5) 安全板の反応度  (6) 炉心構成の変化範囲</p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>原子炉を運転しないため削除</p>
<p>(運転実施計画)  <u>第5条 臨界技術第2課長は、1週ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにしたTCA運転実施計画（以下この編において「運転実施計画」という。）を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。運転日の追加及び炉心証明書番号を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(1) 運転日及び運転時間  (2) 炉心証明書番号  (3) 実験の種類  (4) 熱出力  (5) 緊急停止連動装置の解除に関する事項  (6) 炉心装荷物  (7) インターロックの解除に関する事項</p> <p><u>2 臨界技術第2課長は、運転実施計画に緊急停止連動装置の解除について定めるときは、別表第2に掲げる項目のうち、解除の条件を記載している項目について、解除の条件を満足していることを確認しなければならない。</u></p> <p><u>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 臨界技術第2課長は、第1項の承認を受けたときは、その実施前に、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>原子炉を運転しないため削除</p>
<p>(保全区域)  <u>第6条 TCAの保全区域は、別図第1に示すとおりとする。</u></p>	<p>(保全区域)  <u>第3条 TCAの保全区域は、別図第1に示すとおりとする。</u></p>	<p>条番号繰上げ</p>
<p>(鍵の管理)  <u>第7条 臨界技術第2課長は、TCAに係る建家の出入口の鍵及び本体施設の運転に関する</u></p>	<p>(鍵の管理)  <u>第4条 臨界技術第2課長は、TCAに係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</u></p>	<p>条番号繰上げ、原子</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 T C Aの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>る鍵を管理しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</p> <p><u>(運転訓練)</u></p> <p>第8条 臨界技術第2課長は、原子炉研修生の運転訓練にあたっては、運転員の監督、指示の下に、訓練を受ける者に次の事項を遵守させなければならない。</p> <p><u>(1) 運転操作に関すること</u></p> <p>(手引の作成)</p> <p>第9条 臨界技術第2課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたT C A本体施設<u>運転</u>手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p><u>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</u></p> <p><u>(2) 運転操作に関する事項</u></p> <p><u>(3) 巡視及び点検に関する事項</u></p> <p><u>(4) 異常時の措置に関する事項</u></p> <p><u>(5) 燃料要素の管理に関する事項</u></p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、<u>前項第1号から第4号</u>に掲げる事項について定めたT C A特定施設<u>運転</u>手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、<u>原子炉主任技術者の同意</u>を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限</p> <p><u>(出力の制限)</u></p> <p>第10条 臨界技術第2課長は、原子炉を運転するときは、最大出力200 ワット以下で、かつ、年間積算出力3,050 ワット時以下で行わなければならない。</p>	<p>2 工務第1課長は、特定施設に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(手引の作成)</p> <p>第5条 臨界技術第2課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたT C A本体施設 <u>管理</u> 手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(1) 巡視及び点検に関する事項</u></p> <p><u>(2) 異常時の措置に関する事項</u></p> <p><u>(3) 燃料要素の管理に関する事項</u></p> <p><u>(4) 廃止措置に関する事項</u></p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、<u>次の各号</u>に掲げる事項について定めたT C A特定施設<u>運転</u>手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p><u>(1) 運転操作に関する事項</u></p> <p><u>(2) 巡視及び点検に関する事項</u></p> <p><u>(3) 異常時の措置に関する事項</u></p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、<u>廃止措置施設保安主務者の同意</u>を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>炉を運転しないため削除</p> <p>原子炉を運転しないため削除</p> <p>条番号繰上げ記載の適正化</p> <p>原子炉を運転しないため削除 号番号繰上げ</p> <p>廃止措置に関する事項を追加 記載の適正化</p> <p>第5条第1項の変更に伴う追記</p> <p>T C A廃止措置に伴う変更</p> <p>原子炉を運転しないため削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第2節 炉心装荷物の制限 (炉心装荷物の制限)</p> <p>第11条 臨界技術第2課長は、第4条に定める炉心証明書及び第5条に定める運転実施計画に定められた物以外のものを炉心に装荷してはならない。</p> <p>第3節 運転上の条件 (緊急停止連動装置の作動条件)</p> <p>第12条 臨界技術第2課長は、本体施設について、別表第2に掲げるところにより緊急停止連動装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、同表の解除の条件を満足する場合において、運転実施計画で定めるとき、又はそのつど臨界ホット試験技術部長の承認を受けたときは、これを解除することができる。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>(警報装置の作動条件)</p> <p>第13条 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、別表第3に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、前条のただし書きに該当するときは、これを解除することができる。</p> <p>第4節 運転 (運転開始前の措置)</p> <p>第14条 原子炉の運転を開始しようとするときは、臨界技術第2課長及び工務第1課長は、別表第4に掲げる設備について、それぞれ巡視及び点検を行い、正常な状態であることを確認しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、同一運転日において計画停止した原子炉の運転を再開しようとするときは、前項の定めにより確認された状態が維持されていることを確認しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項及び前項の確認の結果を臨界技術第2課長へ通報しなければならない。</p> <p>(運転開始命令)</p> <p>第15条 原子炉の運転開始命令は、臨界技術第2課長が行うものとする。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、原子炉の運転を開始しようとするときは、第14条第3項の定めにより特定施設に異常がない旨の通報を受け、かつ、第2編第38条第3項の定めにより放射線測定機器の点検の結果に異常がない旨の通報を受けた後でなければ、前項の運転開始命令を行ってはならない。ただし、第33条の定めにより確認を行って原子炉の運転を開始しようとするときは、この限りでない。</p> <p>3 TCA運転長は、臨界技術第2課長の運転開始命令により運転実施計画書に基づき、</p>		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p><u>原子炉の運転を行わなければならない。</u></p> <p><u>(運転に係る通報及び表示)</u></p> <p>第16条 TCA運転長は、原子炉の運転を開始又は停止しようとするときは、一斉指令装置により運転開始又は停止の通報を行わなければならない。</p> <p>2 TCA運転長は、原子炉の運転開始から停止するまで、運転表示灯を点灯しておかななければならない。</p> <p><u>(原子炉運転中の巡視及び点検)</u></p> <p>第17条 工務第1課長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視し、点検しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備</p> <p>(2) 非常用電源設備</p> <p>(3) 気体廃棄設備</p> <p>(4) 液体廃棄設備</p> <p>(5) 空気圧縮設備</p> <p><u>(運転停止後の措置)</u></p> <p>第18条 臨界技術第2課長は、原子炉の運転を停止したときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 炉心タンクの水位が零であること。</p> <p>(2) 中性子出力が正常に低下していること。</p> <p>(3) 安全板が完全に挿入されていること。</p> <p>2 前項の確認を行った後、臨界技術第2課長及び工務第1課長は、同日内において再起動を行わないときは、別表第5に掲げる設備の状態について、それぞれ巡視し、点検しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、前項の巡視及び点検結果を臨界技術第2課長へ通報しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理 (施設定期自主検査)</p> <p>第19条 臨界技術第2課長は、次の各号に掲げるところにより本体施設に係る施設定期自主検査を行わなければならない。</p> <p>(1) 計測制御系統施設の緊急遮断検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行い、安全板の落下時間が別表第6に掲げる値であることを確認すること。</p> <p>(2) 本体施設の保安に直接関連を有する計器の校正を施設定期検査を受ける時期ごとに行</p>	<p>第2章 保守管理 (施設定期自主検査)</p> <p>第6条 臨界技術第2課長は、本体施設に係る施設定期自主検査として、保安上特に管理を必要とする本体施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第1に掲げるところにより年1回行わなければならない。ただし、核燃料物質貯蔵設備については、TCAの施設内に燃料要素が存在しない場合、検査対象外とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>章番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ及び法令(廃止措置)に合わせた変更並びに記載場所の適正化</p> <p>原子炉を運転しないため削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 T C Aの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>うこと。</u></p> <p><u>(3) 計測制御系統施設について、緊急遮断のための性能検査を一月ごとに行うこと。ただし、施設定期自主検査、並びに第21条の修理及び改造により性能検査ができない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) 保安上特に管理を必要とする本体施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第7に掲げるところにより施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</u></p> <p>2 工務第1課長は、保安上特に管理を必要とする特定施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第8に掲げるところにより<u>施設定期検査を受ける時期ごとに行わなければならない。</u></p> <p>(施設定期自主検査の実施計画)</p> <p>第20条 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、前条の施設定期自主検査を行おうとするときは、それぞれ、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成しなければならない。<u>ただし、第19条第3号に規定する緊急遮断のための性能検査については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び実施体制</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の施設定期自主検査実施計画をとりまとめ、T C A施設の定期自主検査実施計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更については、この限りでない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、<u>原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 臨界技術第2課長は、前2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第21条 臨界技術第2課長は、本体施設について修理及び改造が必要と認めるときは、正常な状態に復帰するための修理又は改造を行わなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、本体施設の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条に定める認可申請（以下この編において「設計及び工事の方法の認可申請」という。）を伴うときは、</p>	<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 工務第1課長は、保安上特に管理を必要とする特定施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第2に掲げるところにより <u>年1回</u> 行わなければならない。</p> <p><u>(T C Aの機能停止措置)</u></p> <p><u>第7条 臨界技術第2課長は、T C Aの機能停止措置として、炉心への燃料装荷を防止するため、炉心タンク上部開放部に溶接で蓋を取付け、閉止しなければならない。閉止措置が完了するまでは、炉心への燃料装荷を困難にするための措置を講じなければならない。</u></p> <p>(施設定期自主検査の実施計画)</p> <p>第8条 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、前条の施設定期自主検査を行おうとするときは、それぞれ、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成しなければならない。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び実施体制</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の施設定期自主検査実施計画をとりまとめ、T C A施設の定期自主検査実施計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更については、この限りでない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、<u>廃止措置施設保安主務者</u>の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、前2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第9条 臨界技術第2課長は、本体施設について修理及び改造が必要と認めるときは、正常な状態に復帰するための修理又は改造を行わなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、本体施設の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条に定める認可申請（以下この編において「設計及び工事の方法の認可申請」という。）を伴うときは、次</p>	<p>対象機器がないため 削除</p> <p>原子炉を運転しない ため削除</p> <p>記載場所の適正化</p> <p>表番号繰上げ及び法令（廃止措置）に合わせて変更</p> <p>T C Aの機能停止措置の追加</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>関連条項削除のため</p> <p>記載の適正化、T C A廃止措置に伴う変更</p> <p>条番号繰上げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設の修理及び改造計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 工務第1課長は、特定施設について修理及び改造が必要と認めたときは、正常な状態に復帰するための修理又は改造を行わなければならない。</p> <p>4 工務第1課長は、特定施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴うときは、第2項の各号に掲げる事項を明らかにした特定施設の修理及び改造計画を作成し、工務技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>5 工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第2項又は前項の同意をしようとする場合は、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>7 所長は、前項の承認をしようとするときは、<u>原子炉主任技術者</u>の同意を得なければならない。</p> <p>8 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、それぞれ、第2項及び第4項の同意を得たときは、当該修理及び改造に係るある課長等に通知しなければならない。</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第22条 臨界技術第2課長は、第19条の施設定期自主検査を終了したとき、及び前条第2項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を臨界ホット試験技術部長に報告しなければならない。臨界技術第2課長が第2編第41条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査等の結果の通知を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 工務第1課長は、第19条の施設定期自主検査を終了したとき、及び前条第4項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を工務技術部長に報告するとともに、臨界技術第2課長に通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、<u>原子炉主任技術者</u>に通知するとともに、所長に報告しなければならない。ただし、第19条第1項第3号に定める緊急遮断のための性能検査については、所長への報告を省略することができる。</p> <p>(原子炉停止中の巡視及び点検)</p> <p>第23条 工務第1課長は、<u>原子炉の停止中の勤務日</u>において、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視し、点検しなければならない。</p>	<p>の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設の修理及び改造計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 工務第1課長は、特定施設について修理及び改造が必要と認めたときは、正常な状態に復帰するための修理又は改造を行わなければならない。</p> <p>4 工務第1課長は、特定施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴うときは、第2項の各号に掲げる事項を明らかにした特定施設の修理及び改造計画を作成し、工務技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>5 工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第2項又は前項の同意をしようとする場合は、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>7 所長は、前項の承認をしようとするときは、<u>廃止措置施設保安主務者</u>の同意を得なければならない。</p> <p>8 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、それぞれ、第2項及び第4項の同意を得たときは、当該修理及び改造に係るある課長等に通知しなければならない。</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第10条 臨界技術第2課長は、第6条の施設定期自主検査を終了したとき、及び前条第2項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を臨界ホット試験技術部長に報告しなければならない。臨界技術第2課長が第2編第41条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査等の結果の通知を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 工務第1課長は、第6条の施設定期自主検査を終了したとき、及び前条第4項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を工務技術部長に報告するとともに、臨界技術第2課長に通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、<u>廃止措置施設保安主務者</u>に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>(巡視及び点検)</p> <p>第11条 工務第1課長は、勤務日において、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視し、点検しなければならない。ただし、TCAの施設内に燃料要素が存在しない場</p>	<p></p> <p>TCA廃止措置に伴う変更</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>TCA廃止措置に伴う変更、関係条項削除のため</p> <p>記載の適正化 条番号繰上げ 燃料要素が存在しな</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備</p> <p>2 工務第1課長は、<u>原子炉の停止中の休日等において、次の各号に掲げる事項について、1日1回以上点検しなければならない。</u></p> <p>(1) 受変電設備のうち、商用電源が確保されていること。 (2) 気体廃棄設備が停止していること。 (3) 液体廃棄設備のうち、廃水タンク水位に異常な上昇がないこと。</p> <p>第4章 燃料要素の管理 <u>(燃料要素の受入れ)</u></p> <p>第24条 臨界技術第2課長は、<u>燃料要素を受け入れようとするときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、<u>前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 臨界技術第2課長は、<u>燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、検査しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>燃料要素の種類、番号及び数量</u> (2) <u>燃料要素の表面密度</u> (3) <u>燃料要素の外観検査及び寸法検査</u></p> <p>4 臨界技術第2課長は、<u>前項の検査の終了後、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>受け入れた年月日</u> (2) <u>検査の結果</u> (3) <u>受け入れた燃料要素の種類及び数量</u> (4) <u>貯蔵状況</u></p> <p>(燃料要素の貯蔵)</p> <p>第25条 臨界技術第2課長は燃料要素を貯蔵するときは、<u>別表第9に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。</u></p> <p>2 臨界技術第2課長は、<u>燃料要素を貯蔵するときは、貯蔵施設に施錠し、別表第9に掲げる貯蔵場所に貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。</u></p> <p>3 臨界技術第2課長は、<u>貯蔵施設に施錠し、燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入る場合は、燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</u></p>	<p><u>合は週1回以上とすることができる。</u></p> <p>(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備</p> <p>2 工務第1課長は、<u>休日等において、次の各号に掲げる事項について、1日1回以上点検しなければならない。ただし、TCAの施設内に燃料要素が存在しない場合はこの限りでない。</u></p> <p>(1) 受変電設備のうち、商用電源が確保されていること。 (2) 気体廃棄設備が停止していること。 (3) 液体廃棄設備のうち、廃水タンク水位に異常な上昇がないこと。</p> <p>第3章 燃料要素の管理 <u>(削る)</u></p> <p>(燃料要素の貯蔵)</p> <p>第12条 臨界技術第2課長は燃料要素を貯蔵するときは、<u>別表第3に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。</u></p> <p>2 臨界技術第2課長は、<u>燃料要素を貯蔵するときは、貯蔵施設に施錠し、別表第3に掲げる貯蔵場所に貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。</u></p> <p>3 臨界技術第2課長は、<u>貯蔵施設に施錠し、燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入る場合は、燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</u></p>	<p>い場合の点検頻度見直し</p> <p>燃料要素が存在しない場合の点検頻度見直し</p> <p>章番号繰上げ 燃料要素の受入れを行わないため削除</p> <p>条番号及び表番号繰上げ 表番号繰上げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 T C Aの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(燃料要素の貯蔵中の点検)</p> <p>第26条 臨界技術第2課長は、燃料要素の貯蔵中、6月間に1回、次の各号に掲げる事項について、確認しなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>(2) 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>(3) 燃料要素の数量</p> <p>(4) 燃料要素の保管状況</p> <p>(燃料要素の装荷)</p> <p>第27条 臨界技術第2課長は、燃料要素を炉心に装荷しようとするときは、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。</p> <p>(1) 炉心証明書に記載された炉心配置であること。</p> <p>(2) 燃料要素に異常のないこと。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、燃料要素を炉心に装荷する場合において、新炉心を構成するときは、計測機器の監視要員を制御室に配置しなければならない。</p> <p>(燃料要素の使用中の点検)</p> <p>第28条 臨界技術第2課長は、使用中の燃料要素に破損が生じた疑いがあるときは、燃料要素を点検し、継続使用の可否を判定しなければならない。</p> <p>(燃料要素の払出し)</p> <p>第29条 臨界技術第2課長は、所管する燃料要素を払い出したときは、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、<u>原子炉主任技術者</u>に通知しなければならない。</p> <p>(1) 払い出した年月日</p> <p>(2) 払い出した燃料要素の種類、番号及び数量</p> <p>(3) 燃料要素の表面密度の結果</p>	<p>(燃料要素の貯蔵中の点検)</p> <p>第13条 臨界技術第2課長は、燃料要素の貯蔵中、6月間に1回、次の各号に掲げる事項について、確認しなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>(2) 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>(3) 燃料要素の数量</p> <p>(4) 燃料要素の保管状況</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(燃料要素の輸送容器への収納)</p> <p>第14条 臨界技術第2課長は、燃料要素を貯蔵施設から輸送容器に収納しようとするときは、次の各号に掲げる事項について確認し、1本ずつ収納しなければならない。</p> <p>(1) 輸送容器が燃料要素の運搬に適合していること</p> <p>(2) 輸送容器に異常がないこと</p> <p>(3) 収納しようとする燃料要素の番号及び数量</p> <p>(4) 収納しようとする燃料要素の外観</p> <p>(燃料要素の払出し)</p> <p>第15条 臨界技術第2課長は、所管する燃料要素を払い出したときは、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、<u>廃止措置施設保安主務者</u>に通知しなければならない。</p> <p>(1) 払い出した年月日</p> <p>(2) 払い出した燃料要素の種類、番号及び数量</p> <p>(3) 燃料要素の表面密度の結果</p> <p>(燃料要素の情報の引渡し)</p> <p>第16条 臨界技術第2課長は、所管する燃料要素を払い出したときは、次の各号に掲げる</p>	<p>条番号繰上げ</p> <p>原子炉運転を行わないため削除</p> <p>燃料を使用しないため削除</p> <p>燃料要素の輸送容器への収納について追加</p> <p>条番号繰上げ T C A廃止措置に伴う変更</p> <p>燃料要素の情報の引渡しについて追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置</p> <p><u>(警報装置が作動した場合の措置)</u></p> <p>第30条 TCA運転長は、別表第3に掲げる警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに、その状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p><u>この場合において、その原因が特定施設にあるときは、工務第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p>2 工務第1課長は、第1項の通報を受けたときは、正常状態に復帰するための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置をTCA運転長に通報しなければならない。</p> <p>3 TCA運転長は、前項の通報を受けた時は、その旨を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、第1項で作動した警報装置が正常状態に復帰できないときは、警報原因の区分に応じた別表第10に示す措置を講じなければならない。</p> <p><u>(緊急停止連動装置が作動した場合の措置)</u></p> <p>第31条 TCA運転長は、緊急停止連動装置が作動したときは、臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通報するとともに、その原因及び状況を調査し、復旧措置を講じなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、前項の通報を受けた場合において、その原因が特定施設にあるときは、その原因及び状況を調査し、復旧措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置をTCA運転長に通報しなければならない。</p> <p>3 TCA運転長は、前項の通報を受けた時は、その旨を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p>	<p><u>事項を示す情報を、払出先に引渡さなければならない。</u></p> <p><u>(1) 払い出した燃料要素の構造、数量、種類及び性状</u></p> <p><u>(2) 払い出した燃料要素の使用履歴</u></p> <p>第4章 放射性廃棄物の保管</p> <p><u>(放射性廃棄物の保管)</u></p> <p>第17条 臨界技術第2課長は、TCAにおける放射性廃棄物のうち、TCAで保管する廃棄物は、別表第4に掲げる保管場所において、制限量を超えないように保管しなければならない。</p> <p><u>(放射性廃棄物の保管中の点検)</u></p> <p>第18条 臨界技術第2課長は、放射性廃棄物の保管中、3か月間に1回、固体廃棄物について、保管場所の異常の有無及び廃棄物の保管状況を点検しなければならない。</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>放射性廃棄物の保管について追記</p> <p>放射性廃棄物の保管中の点検について追記</p> <p>原子炉を運転しないため削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 T C Aの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉が計画外停止した場合の措置)</p> <p>第32条 臨界技術第2課長は、第31条に定める緊急停止連動装置が作動したとき、第30条に定める警報装置が正常状態に復帰できずに原子炉を停止したとき、又は原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき（以下この編において「計画外停止」という。）は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 作動した緊急停止連動装置又は警報装置の項目及びその原因</p> <p>(2) 中性子出力の正常な低下</p> <p>(3) 安全板の完全挿入</p> <p>(4) 炉心タンク内水の完全排水</p> <p>2 臨界技術第2課長は、原子炉が計画外停止したときは、放射線管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、放射性物質の施設外及び施設内への放出の有無を確認し、臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、第1項の措置及び確認を行った場合並びに前項の通報を受けた場合は、臨界ホット試験技術部長、原子炉主任技術者及び施設安全課長に通報しなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>(計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置)</p> <p>第33条 臨界技術第2課長は、原子炉が計画外停止した場合において、前条に規定する措置を講じた結果、原子炉の運転を再開しようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 緊急停止連動装置及び警報装置が正常に復帰していること。</p> <p>(2) 作動した緊急停止連動装置又は警報装置の計器及び原子炉の運転に係る放射線測定機器の指示が正常な値を示していること。</p> <p>(3) 第14条第1項及び第2項により確認した状態が維持されていること。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の確認ののち、原子炉を再起動する場合は、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、臨界ホット試験技術部長の承認を受けずに原子炉を再起動することができる。</p> <p>(1) T C A施設外で電気事故が発生し、その事故の波及又は波及防止の措置として原子炉を停止したとき。</p> <p>(2) 自然災害（地震を除く）が発生し、その波及防止の措置として原子炉を停止したとき。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p>		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 T C Aの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第34条 臨界技術第2課長は、<u>第14条の運転開始前の巡視及び点検、第18条の運転停止後の巡視及び点検並びに第37条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p>2 工務第1課長は、<u>第14条の運転開始前の巡視及び点検、第17条の原子炉運転中の巡視及び点検、第18条の原子炉停止後の巡視及び点検、第23条の原子炉停止中の巡視及び点検並びに第37条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに臨界技術第2課長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けた場合及び第1項の調査の結果、その異常が<u>原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、原子炉の運転中にあっては原子炉を停止するとともに、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</u></p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第3節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 (燃料要素に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第35条 臨界技術第2課長は、燃料要素に異常を認めたときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、<u>原子炉主任技術者に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) 異常な燃料要素と正常な燃料要素とを区分し、識別の容易な措置を講ずること。 (2) 汚染があるときは、放射線管理第2課長と協議して放射線管理上の措置を講ずること。</p> <p>(燃料要素の紛失を発見した場合の措置)</p> <p>第36条 臨界技術第2課長は、燃料要素の紛失を発見したときは、臨界ホット試験技術部長及び<u>原子炉主任技術者に通報しなければならない。</u></p> <p>第4節 地震後の措置 (地震後の措置)</p> <p>第37条 震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設をそれぞれ点検し、T C Aの保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p>	<p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第19条 臨界技術第2課長は、第22条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第11条の巡視及び点検並びに第22条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けた場合及び第1項の調査の結果、その異常がT C Aの保安に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び<u>廃止措置施設保安主務者</u>に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第2節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 (燃料要素に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第20条 臨界技術第2課長は、燃料要素に異常を認めたときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、<u>廃止措置施設保安主務者</u>に通知しなければならない。</p> <p>(1) 異常な燃料要素と正常な燃料要素とを区分し、識別の容易な措置を講ずること。 (2) 汚染があるときは、放射線管理第2課長と協議して放射線管理上の措置を講ずること。</p> <p>(燃料要素の紛失を発見した場合の措置)</p> <p>第21条 臨界技術第2課長は、燃料要素の紛失を発見したときは、臨界ホット試験技術部長及び<u>廃止措置施設保安主務者</u>に通報しなければならない。</p> <p>第3節 地震後の措置 (地震後の措置)</p> <p>第22条 震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設をそれぞれ点検し、T C Aの保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p>	<p>節番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ、運転開始前及び停止後の巡視点検の削除</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>T C A廃止措置に伴う変更</p> <p>節番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ T C A廃止措置に伴う変更</p> <p>条番号繰上げ T C A廃止措置に伴う変更</p> <p>節番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 T C Aの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>3 臨界技術第2課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び施設安全課長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第38条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第3号において定める連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がT C Aの運転に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、T C Aの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がT C Aの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第39条 臨界技術第2課長は、第5章第1節から第5節の規定において、当該異常の状況が非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第40条第3項及び第42条第2項の定めにより措置しなければならない。</p> <p>第6章 放射線管理 (管理区域の区分)</p> <p>第40条 T C Aに係る管理区域の区分は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>(放射線測定機器)</p> <p>第41条 第2編第38条第1項に定めるT C Aに係る放射線測定機器は、別表第11及び別表第12に掲げるとおりとする。</p> <p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件)</p> <p>第42条 放射線管理第2課長は、別表第13に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p>	<p>3 臨界技術第2課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び施設安全課長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第23条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第3号において定める連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がT C Aの <u>保安</u>に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び <u>廃止措置施設保安主務者</u>に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、T C Aの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がT C Aの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第24条 臨界技術第2課長は、第5章第1節から第4節の規定において、当該異常の状況が非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第40条第3項及び第42条第2項の定めにより措置しなければならない。</p> <p>第6章 放射線管理 (管理区域の区分)</p> <p>第25条 T C Aに係る管理区域の区分は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>(放射線測定機器)</p> <p>第26条 第2編第38条第1項に定めるT C Aに係る放射線測定機器は、別表第5及び別表第6に掲げるとおりとする。</p> <p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件)</p> <p>第27条 放射線管理第2課長は、別表第7に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p> <p>第7章 保安教育 (保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容)</p> <p>第28条 第1編別表第5に定める保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容は、別表第8に掲げるとおりとする。</p>	<p>節番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>T C A廃止措置に伴う変更</p> <p>節番号繰上げ</p> <p>条番号及び節番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>条番号及び表番号繰上げ</p> <p>条番号及び表番号繰上げ</p> <p>T C A廃止措置に伴う追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前		変更後	備考
別表第1 炉心構成の条件 (第2条関係)		(削る)	関係条項削除のため
項 目	条 件		
(1) 燃料要素の最大挿入量と炉心の減速材と燃料体との体積比			
イ 1領域炉心			
1) 2.6w/o濃縮UO <sub>2</sub> で構成される炉心			
最大挿入量	720 本		
減速材と燃料体との体積比	1.50, 1.83, 2.48, 3.00		
2) 2.7w/o富化PuO <sub>2</sub> -UO <sub>2</sub> で構成される炉心			
最大挿入量	592 本		
減速材と燃料体との体積比	1.77, 2.42, 2.98, 4.24, 5.50		
ロ 2領域炉心			
1) 2.6w/o濃縮UO <sub>2</sub> と3.2w/o濃縮UO <sub>2</sub> (I型)で構成される炉心			
a) 2.6w/o濃縮UO <sub>2</sub> で構成される領域			
最大挿入量	720 本		
減速材と燃料体との体積比	1.50, 1.67, 1.83		
b) 3.2w/o濃縮UO <sub>2</sub> (I型)で構成される領域			
最大挿入量	200 本		
減速材と燃料体との体積比	1.50, 1.56		
2) 2.6w/o濃縮UO <sub>2</sub> と3.2w/o濃縮UO <sub>2</sub> (II型)で構成される炉心(四角格子炉心)			
a) 2.6w/o濃縮UO <sub>2</sub> で構成される領域			
最大挿入量	720 本		
減速材と燃料体との体積比	1.44		
b) 3.2w/o濃縮UO <sub>2</sub> (II型)で構成される領域			
最大挿入量	441 本		
減速材と燃料体との体積比	0.56, 0.75, 1.00, 1.42		
3) 2.6w/o濃縮UO <sub>2</sub> と3.2w/o濃縮UO <sub>2</sub> (II型)で構成される炉心(三角格子炉心)			
a) 2.6w/o濃縮UO <sub>2</sub> で構成される領域			
最大挿入量	720 本		
減速材と燃料体との体積比	1.44		
b) 3.2w/o濃縮UO <sub>2</sub> (II型)で構成される領域			
最大挿入量	397 本		
減速材と燃料体との体積比	0.56, 1.42		
4) 2.6w/o濃縮UO <sub>2</sub> と2.7w/o富化PuO <sub>2</sub> -UO <sub>2</sub> で構成される炉心			
a) 2.6w/o濃縮UO <sub>2</sub> で構成される領域			
最大挿入量	720 本		
減速材と燃料体との体積比	1.83		
b) 2.7w/o富化PuO <sub>2</sub> -UO <sub>2</sub> で構成される領域			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>最大挿入量 減速材と燃料体との体積比</p> <p>5) <u>2.6w/o濃縮UO<sub>2</sub>と4.9w/o富化PuO<sub>2</sub>-UO<sub>2</sub>で構成される炉心</u></p> <p>a) <u>2.6w/o濃縮UO<sub>2</sub>で構成される領域</u> 最大挿入量 減速材と燃料体との体積比</p> <p>b) <u>4.9w/o富化PuO<sub>2</sub>-UO<sub>2</sub>で構成される領域</u> 最大挿入量 減速材と燃料体との体積比</p> <p>6) <u>2.6w/o濃縮UO<sub>2</sub>と実験用燃料要素で構成される炉心</u></p> <p>a) <u>2.6w/o濃縮UO<sub>2</sub>で構成される領域</u> 最大挿入量 減速材と燃料体との体積比</p> <p>b) <u>実験用燃料要素で構成される領域</u> 最大挿入量 領域の体積</p> <p>(2) <u>最大過剰反応度(模擬ポイズン、模擬ボイド等炉心に固定されているもので、運転中に原子炉の反応度に影響を及ぼすおそれのないものの等価反応度以外の潜在反応度を含む。)</u></p> <p>イ <u>ウラン燃料装荷炉心</u></p> <p>ロ <u>プルトニウム燃料装荷炉心</u></p> <p>ハ <u>ウラン燃料及びプルトニウム燃料混合装荷炉心</u></p> <p>(3) <u>安全板の負反応度</u></p> <p>(4) <u>臨界水位</u></p> <p>(5) <u>臨界近くの反応度付加率</u></p> <p>(6) <u>実験制御棒(使用する場合に限る。)の等価反応度</u></p> <p>(7) <u>液体ポイズン濃度</u></p> <p>(8) <u>減速材温度</u></p> <p>(9) <u>燃料要素の濃縮度</u></p> <p>(イ) <u><sup>235</sup>U</u></p> <p>(ロ) <u><sup>239</sup>Pu</u></p> <p>(10) <u>高速給水停止スイッチ設定値</u></p>	<p>592 本 1.77, 2.98</p> <p>720 本 1.50</p> <p>100 本 2.40, 2.96</p> <p>720 本 1.83, 2.48</p> <p>100 本 <u>臨界状態にある炉心構成において、炉心全体の体積の2/10以下。ただし、この場合の炉心体積とは、1単位格子のしめる体積(1燃料要素と、1燃料要素あたりの減速材を含めた体積)に燃料要素数を乗じたものとする。</u></p> <p>0.5%Δk/k及び0.8ドル以下</p> <p>0.4%Δk/k及び0.8ドル以下</p> <p>0.8ドル以下</p> <p>停止余裕1%Δk/k以上</p> <p>40cm以上</p> <p>0.02%Δk/k/s以下</p> <p>0.4%Δk/k以下</p> <p>溶解度の5分の1以下</p> <p>80°C以下</p> <p>90 w/o以下</p> <p>92 w/o以下</p> <p>Keff=0.9以下</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前		変更後	備考																										
<p>別表第2 緊急停止連動装置の作動条件 (第12条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>作動条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">短炉周期*</td> <td>起動系炉周期が10秒以下になったとき。(2 out of 3)</td> </tr> <tr> <td>運転系炉周期が10秒以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高中性子束</td> <td>中性子束レベルが各測定レンジの100%を超えたとき。</td> </tr> <tr> <td>中性子束レベルが200W相当値を超えたとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉心タンク高水位</td> <td>炉心タンク水位が運転水位制限スイッチ(上段)に達したとき。</td> </tr> <tr> <td>炉心タンク水位が後備水位制限スイッチに達したとき。</td> </tr> <tr> <td>炉室扉開放</td> <td>炉室入口扉が開いたとき。</td> </tr> <tr> <td>電源異常</td> <td>中性子検出器高圧電源規定値低下割合が40%を超えたとき。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>地震加速度が水平方向に0.25 m/s<sup>2</sup>を超えたとき。</td> </tr> <tr> <td>手動スクラム</td> <td>手動スクラムボタンを押したとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*解除の条件：臨界未満状態でパルス中性子実験を行うことを目的とすること。</p>		項目	作動条件	短炉周期*	起動系炉周期が10秒以下になったとき。(2 out of 3)	運転系炉周期が10秒以下になったとき。	高中性子束	中性子束レベルが各測定レンジの100%を超えたとき。	中性子束レベルが200W相当値を超えたとき。	炉心タンク高水位	炉心タンク水位が運転水位制限スイッチ(上段)に達したとき。	炉心タンク水位が後備水位制限スイッチに達したとき。	炉室扉開放	炉室入口扉が開いたとき。	電源異常	中性子検出器高圧電源規定値低下割合が40%を超えたとき。	地震	地震加速度が水平方向に0.25 m/s <sup>2</sup> を超えたとき。	手動スクラム	手動スクラムボタンを押したとき。	(削る)	関係条項削除のため							
項目	作動条件																												
短炉周期*	起動系炉周期が10秒以下になったとき。(2 out of 3)																												
	運転系炉周期が10秒以下になったとき。																												
高中性子束	中性子束レベルが各測定レンジの100%を超えたとき。																												
	中性子束レベルが200W相当値を超えたとき。																												
炉心タンク高水位	炉心タンク水位が運転水位制限スイッチ(上段)に達したとき。																												
	炉心タンク水位が後備水位制限スイッチに達したとき。																												
炉室扉開放	炉室入口扉が開いたとき。																												
電源異常	中性子検出器高圧電源規定値低下割合が40%を超えたとき。																												
地震	地震加速度が水平方向に0.25 m/s <sup>2</sup> を超えたとき。																												
手動スクラム	手動スクラムボタンを押したとき。																												
<p>別表第3 警報装置の作動条件 (第13条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>作動条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短炉周期*</td> <td>原子炉周期が15秒以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td>高中性子束</td> <td>中性子束レベルが各測定レンジの80%を超えたとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低中性子束指示</td> <td>中性子計数率が3 s<sup>-1</sup>以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td>中性子束レベルが各測定レンジの10%以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td>炉心タンク高水位</td> <td>運転水位制限スイッチの下段スイッチに達したとき。</td> </tr> <tr> <td>ダンプタンク高水位</td> <td>ダンプタンクの水位が設定値(約8 m<sup>3</sup>)を超えたとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高電導度</td> <td>炉心タンクの水の電導度が4 μS/cmを超えたとき。</td> </tr> <tr> <td>ダンプタンクの水の電導度が4 μS/cmを超えたとき。</td> </tr> <tr> <td>水モニタ高指示</td> <td>ダンプタンクの水モニタの指示が設定値を超えたとき。</td> </tr> <tr> <td>炉室扉施錠不完全</td> <td>炉室扉が開いたとき。</td> </tr> <tr> <td>操作空気圧不十分</td> <td>操作空気圧が0.39 MPa以下になったとき。</td> </tr> <tr> <td>廃水ピット高水位</td> <td>廃水ピットの水位が設定値を超えたとき。</td> </tr> <tr> <td>廃水タンク高水位</td> <td>廃水タンクの水位が設定値(約17 m<sup>3</sup>)を超えたとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*解除の条件：臨界未満状態でパルス中性子実験を行うことを目的とすること。</p>		項目	作動条件	短炉周期*	原子炉周期が15秒以下になったとき。	高中性子束	中性子束レベルが各測定レンジの80%を超えたとき。	低中性子束指示	中性子計数率が3 s <sup>-1</sup> 以下になったとき。	中性子束レベルが各測定レンジの10%以下になったとき。	炉心タンク高水位	運転水位制限スイッチの下段スイッチに達したとき。	ダンプタンク高水位	ダンプタンクの水位が設定値(約8 m <sup>3</sup> )を超えたとき。	高電導度	炉心タンクの水の電導度が4 μS/cmを超えたとき。	ダンプタンクの水の電導度が4 μS/cmを超えたとき。	水モニタ高指示	ダンプタンクの水モニタの指示が設定値を超えたとき。	炉室扉施錠不完全	炉室扉が開いたとき。	操作空気圧不十分	操作空気圧が0.39 MPa以下になったとき。	廃水ピット高水位	廃水ピットの水位が設定値を超えたとき。	廃水タンク高水位	廃水タンクの水位が設定値(約17 m <sup>3</sup> )を超えたとき。	(削る)	関係条項削除のため
項目	作動条件																												
短炉周期*	原子炉周期が15秒以下になったとき。																												
高中性子束	中性子束レベルが各測定レンジの80%を超えたとき。																												
低中性子束指示	中性子計数率が3 s <sup>-1</sup> 以下になったとき。																												
	中性子束レベルが各測定レンジの10%以下になったとき。																												
炉心タンク高水位	運転水位制限スイッチの下段スイッチに達したとき。																												
ダンプタンク高水位	ダンプタンクの水位が設定値(約8 m <sup>3</sup> )を超えたとき。																												
高電導度	炉心タンクの水の電導度が4 μS/cmを超えたとき。																												
	ダンプタンクの水の電導度が4 μS/cmを超えたとき。																												
水モニタ高指示	ダンプタンクの水モニタの指示が設定値を超えたとき。																												
炉室扉施錠不完全	炉室扉が開いたとき。																												
操作空気圧不十分	操作空気圧が0.39 MPa以下になったとき。																												
廃水ピット高水位	廃水ピットの水位が設定値を超えたとき。																												
廃水タンク高水位	廃水タンクの水位が設定値(約17 m <sup>3</sup> )を超えたとき。																												

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前		変更後		備考																					
別表第4 原子炉の起動時に正常に作動しているべき施設・設備 (第14条関係)		(削る)		関係条項削除のため																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">本体施設 (臨界技術第2課長)</td> <td>原子炉本体</td> <td>炉心 炉心タンク</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却系統施設</td> <td>ダンプタンク</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">計測制御系統施設</td> <td>中性子計測設備</td> </tr> <tr> <td>炉心タンク水位計</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> </tr> <tr> <td>緊急停止連動装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">特定施設 (工務第1課長)</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他原子炉の附属施設</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮設備</td> </tr> </tbody> </table>		施設	設備	本体施設 (臨界技術第2課長)	原子炉本体	炉心 炉心タンク	原子炉冷却系統施設	ダンプタンク	計測制御系統施設	中性子計測設備	炉心タンク水位計	制御設備	緊急停止連動装置		特定施設 (工務第1課長)	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄設備	液体廃棄設備	その他原子炉の附属施設	受変電設備	非常用電源設備	空気圧縮設備			
施設	設備																								
本体施設 (臨界技術第2課長)	原子炉本体	炉心 炉心タンク																							
	原子炉冷却系統施設	ダンプタンク																							
	計測制御系統施設	中性子計測設備																							
		炉心タンク水位計																							
		制御設備																							
	緊急停止連動装置																								
特定施設 (工務第1課長)	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄設備																							
		液体廃棄設備																							
	その他原子炉の附属施設	受変電設備																							
		非常用電源設備																							
		空気圧縮設備																							
別表第5 原子炉運転後の本体施設及び特定施設の巡視及び点検 (第18条関係)		(削る)		関係条項削除のため																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備等</th> <th>確認すべき設備状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体施設 (臨界技術第2課長)</td> <td>計測制御系給電盤</td> <td>電源断</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">特定施設 (工務第1課長)</td> <td>受変電設備</td> <td>商用電源電圧</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>機器の停止</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> <td>排風機の作動状態</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄設備</td> <td>貯槽の水位</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮設備</td> <td>電源断</td> </tr> </tbody> </table>		施設	設備等	確認すべき設備状態	本体施設 (臨界技術第2課長)	計測制御系給電盤	電源断	特定施設 (工務第1課長)	受変電設備	商用電源電圧	非常用電源設備	機器の停止	気体廃棄設備	排風機の作動状態	液体廃棄設備	貯槽の水位	空気圧縮設備	電源断							
施設	設備等	確認すべき設備状態																							
本体施設 (臨界技術第2課長)	計測制御系給電盤	電源断																							
特定施設 (工務第1課長)	受変電設備	商用電源電圧																							
	非常用電源設備	機器の停止																							
	気体廃棄設備	排風機の作動状態																							
	液体廃棄設備	貯槽の水位																							
	空気圧縮設備	電源断																							
別表第6 安全板の落下時間 (第19条関係)		(削る)		関係条項削除のため																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全板の落下時間</td> <td>約0.6秒 (落下距離約1.5m)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	基準値	安全板の落下時間	約0.6秒 (落下距離約1.5m)																				
項目	基準値																								
安全板の落下時間	約0.6秒 (落下距離約1.5m)																								

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前			変更後			備考
別表第7 本体施設の施設定期自主検査項目 (第19条関係)			別表第1 本体施設の施設定期自主検査項目 (第6条関係)			表番号及び条番号繰上げ 廃止措置期間中の機能維持に必要な項目のみに限定
設備区分	主な設備	検査項目	設備区分	主な設備	検査項目	
原子炉本体	燃料要素	外観検査	(削る)			
	炉心タンク	外観検査 漏えい検査				
核燃料物質貯蔵設備	燃料要素貯蔵室	貯蔵能力検査	核燃料物質貯蔵設備	燃料要素貯蔵室	貯蔵能力検査	
	燃料要素格納容器	未臨界性確認検査		燃料要素格納容器	未臨界性確認検査	
計測制御系統施設	中性子計測設備	点検校正検査	(削る)			
	原子炉停止回路	作動検査				
	警報回路	作動検査				
	インターロック回路	作動検査				
	オーバーフロータンク	外観検査				
	排水系統	緊急排水時間測定検査				
原子炉格納施設	炉室建屋	安全板装置	原子炉格納施設	炉室建屋	外観検査	
		反応度抑制効果検査				
別表第8 特定施設の施設定期自主検査項目 (第19条関係)			別表第2 特定施設の施設定期自主検査項目 (第6条関係)			表番号及び条番号繰上げ 廃止措置期間中の機能維持に必要な項目のみに限定
設備区分	主な設備	検査項目	設備区分	主な設備	検査項目	
気体廃棄設備	炉室排気系	作動検査(排気風量検査)	気体廃棄設備	炉室排気系	作動検査(排気風量検査)	
		捕集効率検査			捕集効率検査	
液体廃棄設備	燃料貯蔵室排気系	作動検査(排気風量検査)	液体廃棄設備	燃料貯蔵室排気系	作動検査(排気風量検査)	
		捕集効率検査			捕集効率検査	
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	作動検査(警報作動検査)	(削る)			
		漏えい検査				
		作動検査(警報作動検査)				
液体廃棄設備	廃水ピット	作動検査(警報作動検査)	液体廃棄設備	廃水ピット	(削る)	
		貯蔵能力検査			漏えい検査	
		漏えい検査				
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	作動検査	(削る)			
		貯蔵能力検査				
		漏えい検査				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前				変更後				備考
別表第9 貯蔵施設における燃料要素の貯蔵制限(第25条関係)				別表第3 貯蔵施設における燃料要素の貯蔵制限(第12条関係)				表番号及び条番号繰上げ
種類		貯蔵施設		種類		貯蔵施設		
		貯蔵場所	貯蔵設備	制限量				
ウラン、プルトニウム、及びトリウム		燃料貯蔵室	燃料要素格納容器 20個	10トン				
				別表第4 放射性廃棄物の保管場所(第17条関係)				放射性廃棄物の保管場所を追加
		放射性廃棄物	保管場所	制限量				
		固体廃棄物	作業室	2000ドラム缶換算 14個				
別表第10 警報装置が復帰できなかつたときの措置(第30条関係)				(削る)				関係条項削除のため
警報原因の区分	措置	警報装置の項目	運転継続又は停止の条件					
原子炉施設の保安に影響を及ぼすと考えられる場合	運転停止	短炉周期	-----					
		高中性子束	-----					
		低中性子束指示	ただし、臨界未満状態での運転を行う場合は運転継続					
		ダンプタンク高水位	-----					
		水モニタ高指示	ただし、出力運転を行う場合は運転継続					
		高電導度	ただし、可溶性吸収体を使用した運転を行う場合は運転継続					
		炉室扉施錠不完全	-----					
		操作空気圧不十分	-----					
		廃水ピット高水位	-----					
原子炉施設の保安に影響を与えない場合	運転継続	炉心タンク高水位	正常状態であるため運転継続					

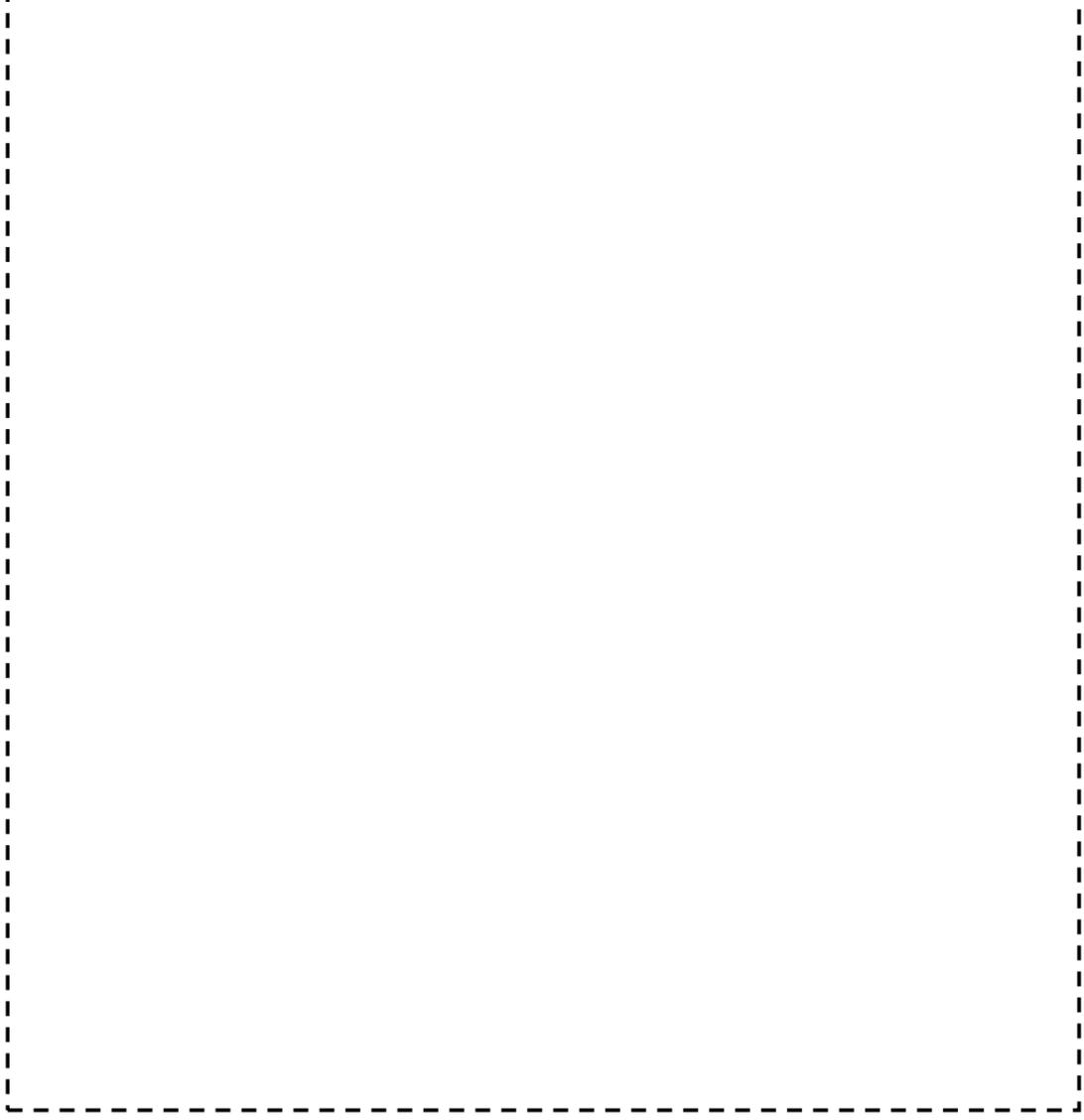
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前						変更後						備考			
別表第11 放射線測定機器及び測定個所 (第41条関係)						別表第5 放射線測定機器及び測定個所 (第26条関係)						表番号及び条番号繰上げ			
機器種別	測定個所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定個所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種		TCA廃止措置に伴う放射線測定機器の見直し		
排気ダストモニタ	排気口	$10^{-1} \sim 10^5$ $s^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	排気ダストモニタ	排気口	$10^{-1} \sim 10^5$ $s^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線				
ガンマ線エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5$ $\mu Sv/h$	3	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	ガンマ線エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5$ $\mu Sv/h$	3	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線				
中性子線エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5$ $s^{-1}$	1		中性子線	(削る)									
別表第12 放射線測定機器及び設置個所 (第41条関係)						別表第6 放射線測定機器及び設置個所 (第26条関係)						表番号及び条番号繰上げ			
機器種別	設置個所	数量	測定目的	測定線種	機器種別	設置個所	数量	測定目的	測定線種	機器種別	設置個所	数量	測定目的	測定線種	TCA廃止措置に伴う放射線測定機器の見直し
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線	表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	各2	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線	
表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	各2	線量当量率の測定	ベータ線	表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	各2	線量当量率の測定	アルファ線						
ガンマ線サーベイメータ				2	ガンマ線				ガンマ線サーベイメータ	2	ガンマ線				
中性子線サーベイメータ				1	中性子線				中性子線サーベイメータ*	1	中性子線				
別表第13 放射線測定機器の警報装置の作動条件 (第42条関係)						別表第7 放射線測定機器の警報装置の作動条件 (第27条関係)						表番号及び条番号繰上げ			
測定機器	測定対象	測定線種	警報装置の作動条件			測定機器	測定対象	測定線種	警報装置の作動条件			TCA廃止措置に伴う放射線測定機器の見直し			
排気ダストモニタ	排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して $4 \times 10^{-6}$ Bq/cm <sup>3</sup> 以上 注)			排気ダストモニタ	排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して $4 \times 10^{-6}$ Bq/cm <sup>3</sup> 以上 注)						
エリアモニタ	作業環境の線量当量率	ガンマ線 中性子線	警報設定値に達したとき			エリアモニタ	作業環境の線量当量率	ガンマ線	警報設定値に達したとき						
注) 警報装置の作動条件の値は、バックグラウンドを除く値とする。なお、この値より低い値で作動させることができるものとする。						注) 警報装置の作動条件の値は、バックグラウンドを除く値とする。なお、この値より低い値で作動させることができるものとする。									

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考										
<p>別図第1保全区域 (第6条関係)</p> <p>(図省略)</p>	<p>別表第8 保安教育の教育内容 (第28条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1368 300 2481 583"> <thead> <tr> <th data-bbox="1368 300 1656 338">保安教育項目</th> <th data-bbox="1656 300 2481 338">教育内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1368 338 1656 396"></td> <td data-bbox="1656 338 2481 396">廃止措置計画に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1368 396 1656 455">原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること</td> <td data-bbox="1656 396 2481 455">主要な設備の構造、機能及び性能に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1368 455 1656 514"></td> <td data-bbox="1656 455 2481 514">主要な設備の運転管理及び保守管理 (機能停止措置及び工事計画を含む。) に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1368 514 1656 583"></td> <td data-bbox="1656 514 2481 583">異常時の措置に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>別図第1保全区域 (第3条関係)</p> <p>(変更なし)</p>	保安教育項目	教育内容		廃止措置計画に関すること。	原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること	主要な設備の構造、機能及び性能に関すること。		主要な設備の運転管理及び保守管理 (機能停止措置及び工事計画を含む。) に関すること。		異常時の措置に関すること。	<p>TCA廃止措置に伴う追加</p> <p>条番号繰上げ</p>
保安教育項目	教育内容											
	廃止措置計画に関すること。											
原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること	主要な設備の構造、機能及び性能に関すること。											
	主要な設備の運転管理及び保守管理 (機能停止措置及び工事計画を含む。) に関すること。											
	異常時の措置に関すること。											

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>別図第2 (その1) TCA 1階平面図 (第40条関係)</p> 	<p>別図第2 (その1) TCA 1階平面図 (第25条関係)</p> 	<p>条番号繰上げ</p>
<p>別図第2 (その2) TCA地階平面図 (第40条関係)</p> <p>(図省略)</p>	<p>別図第2 (その2) TCA地階平面図 (第25条関係)</p> <p>(変更なし)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>条番号繰上げ</p>